

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告示

- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件 三〇三
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があつた件二件 三〇三
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 三〇四
- 土地改良事業計画を変更することを認可した件 三〇四
- 道路の供用を開始する件 三〇四
- 浸水想定区域を指定した件 三〇五
- 福島県公安委員会 三〇五
- 福島県道路交通規則の一部を改正する規則 三〇五

告示

福島県告示第四百五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和七年六月二十四日から同年十月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年六月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ヨークベニマル一箕町店 福島県会津若松市藤原二丁目二十一番六ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 大規模小売店舗を設置する者

- 名称 株式会社ヨークベニマル
 - 代表者の氏名 代表取締役 大高 耕一路
 - 住所 福島県郡山市谷島町五番四十二号
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社ヨークベニマル
 - 代表者の氏名 代表取締役 大高 耕一路
 - 住所 福島県郡山市谷島町五番四十二号
 - 三 大規模小売店舗の新設をする日
令和八年二月十二日
 - 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千九百九十五平方メートル
 - 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
1 駐車場の位置及び収容台数
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）収容台数 七十台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）収容台数 五十八台
 - 3 荷さばき施設的位置及び面積
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）面積 二百四十一平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設的位置及び容量
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）容量 九・三立方メートル
 - 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前九時
閉店時刻 午後九時三十分
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後十時まで
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
数 四箇所
（一）位置 別紙図面のとおり
 - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで
 - 七 届出年月日
令和七年六月十一日
- （「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
（商業まちづくり課）

福島県告示第四百五十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年六月二十四日から同年七月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年六月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキいわき遠野店 福島県いわき市遠野町上遠野太田六十三番一ほか

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

1 交通に係る事項

店舗沿いの県道十四号線について、遠野小学校の通学路及び遠野中学校の通学区域となつていることから、工事期間中も含め、児童・生徒の通行の安全確保に十分に意を用いること。

2 騒音の発生に係る事項

（一）冷凍機室外機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）を設置する場合は、施設設置の工事開始の三十日前までに所要の届出を行うこと。

（二）建屋設置等にあたり、福島県生活環境の保全等に関する条例に規定する騒音指定建設作業が生じる場合は、作業開始の七日前までに所要の届出を行うこと。

（三）騒音規制法に基づく特定事業場ではないため、規制基準はからないが、特定事業場に該当する施設の変更・追加等を行った場合は、基準を遵守すること。

（四）騒音その他苦情等が発生した場合は、誠意を持って対応すること。

3 廃棄物に係る事項

（一）産業廃棄物の処理を委託するに当たっては、マニフェストの交付及び交付したマニフェストの写しの保存を適正に行うこと。

（二）廃棄物の保管について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定する保管基準を遵守すること。

4 その他

（一）ゴミのポイ捨て等も懸念されるため、定期的なゴミ拾いの実施等地域の美化にも協力し、地域住民との良好な関係の構築に努めること。

（二）建屋建設等にあたり、土地の形質変更の面積が三千平方メートル以上となる場合は、土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに土壌汚染対策法に基づく届出を行うこと。

（三）建築工事期間中又は営業開始後、苦情等が申し立てられた場合には、関係機関に指導等仰ぎ、誠意を持って対応すること。

法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百五十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年六月二十四日から同年七月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年六月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル南相馬原町店 福島県南相馬市原町区日の出町百九番一ほか

二 法第八条第一項の規定により南相馬市から聴取した意見の概要

工事にあたっては、各種規制基準を遵守するとともに、騒音、振動、悪臭、水質汚濁、粉じんなどにより周辺環境に影響を及ぼさないよう、「南相馬市環境基本条例」に基づき公害の防止と自然環境の適正な保全に努めてください。

「騒音規制法」（又は「福島県生活環境の保全等に関する条例」）の規定に基づく騒音特定（指定）施設を設置する場合は、市環境政策課へ施設設置について届け出てください。また、「騒音規制法」「振動規制法」に定める特定建設作業を実施する場合は、届出が必要となります。

なお、「三 騒音予測結果・影響評価」において、夜間に一部の地点で環境基準を超過する結果となっていますが、環境基準と地域住民への配慮に努めてください。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

1 意見の提出者

原町商工会議所

2 意見の概要

（一）駐車需要の充足等交通に関する事項

ア 国道六号からの右折進入禁止に伴い、市道原町南萱浜線側の出入口一の混雑が見込まれる。市道原町南萱浜線は幅員が十分でなく現状でも対面通行は注意を払う必要があり脆弱性が高い。今後、本市道への負荷がさらに増加することが懸念されることから、交通渋滞の抑制等安全に配慮した具体的な対策を講じられたい。

イ 上記の意見から国道六号から店舗への右折進入禁止措置について再検討を求めらる。

（二）歩行者の通行の利便の確保等

市道原町南萱浜線は通学路としても利用されており、児童・生徒等を含む歩行

者の安全確保に配慮した対策を講じられたい。
(三) その他
市道原町南萱浜線沿いには工場が立地しており、大型車両の通行も多いことから、近隣事業者等に対し店舗計画の周知広報願いたい。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年六月二十四日から同年七月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年六月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
フレสบોいわき泉町 福島県いわき市泉町下川字薬師前百十一番地一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、福島市土地改良区が福島市土地改良区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて、令和七年五月十四日認可した。

令和七年六月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

福島県告示第四百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和七年六月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道熱塩加納山都西 会津線	喜多方市山都町一ノ木字西高石乙 四一二二番三地先から	令和七年六月二五日

同 市山都町一ノ木字東高石乙
四三四番七八地先まで

(道路計画課)

公 告

公告第三百三十八号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項第三号の規定により、くるみ川、鯉川、六角川及び百日川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県県北建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和七年六月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(河川整備課)

福島県公安委員会

福島県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月24日

福島県公安委員会委員長 山本 真一

福島県公安委員会規則第3号

福島県道路交通規則の一部を改正する規則

福島県道路交通規則（昭和35年福島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第1項第3号キ中「し、又は携帯」を削り、同号キ(ク)から(シ)までを同号キ(ク)から(ス)までとし、同号キ(キ)の次に次のように加える。

(ク) 保健師、看護師又は准看護師が医師の指示を受け、緊急の訪問看護を行うため使用中の車両又は助産師が緊急訪問のために使用中の車両

第2条の3第1項第4号エ中「し、又は携帯」を削り、同号オ中「し、又は携帯」を削り、同号オ(イ)中「児童福祉法第21条の5の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の程度（平成17年厚生労働省告示第23号）第8表」「児童福祉法第6条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第2項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾患の程度（平成26年厚生労働省告示第475号）第14表」に改め、「（以下「紫外線要保護者」という。）」を削り、同条第2項中「同項第3号キの標章にあつては様式第1号の4の申請書を、同項第4号エの標章にあつては様式第1号の5の申請書を、同号オの標章にあつては様式第1号の6」を「様式第1号の4」に改め、同条第3項第1号ア及びイを次のように改める。

ア 当該車両に係る自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面

イ 当該車両に係る第1項第3号キ又は第4号エに規定する用務を疎明する書面

第2条の3第3項第2号ア中「疎明」を「証明」に改め、同号イを次のように改める。

イ 標章の交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足る書面

第2条の3第5項中「自動二輪車を除く自動車にあつてはその前面」を「車両」に改め、「し、自動二輪車を除く自動車以外の車両にあつては当該標章を携帯」を削り、同条第6項第2号中「し、又は携帯」を削り、同条中第8項を第10項とし、同条第7項第1号中「前項」を「第6項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項の次に次の2項を加える。

7 第4項に規定する標章の再交付を受けようとする者は、様式第1号の5の申請書を公安委員会に提出しなければならない。

8 第4項に規定する標章の記載事項を変更しようとする者は、様式第1号の6の届出書及び記載事項の変更を証する書面を公安委員会に届け出なければならない。

第7条第2項第1号ア中「第5項」を「第4項」に改め、同項第3号イ中「著しく困難である」を「およそ不可能」に改め、同項第4号中「著しく」を削り、同号ア中「又は」を「若しくは」に、「積卸しで」を「積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために」に、「車両」を「場合」に改め、同号イ中「車両の」を「車両」に、「用務地」を「当該用務地」に改め、同条第3項第2号を次のように改める。

(2) 当該車両に係る自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面第7条第3項に次の1号を加える。

(3) 当該車両に係る第2項第3号に規定する用務を疎明する書面

第7条第6項中「自動二輪車を除く自動車にあつてはその前面」を「車両」に改め、「し、自動二輪車を除く自動車以外の車両にあつては当該許可証を携帯」を削り、同条に次の3項を加える。

7 第5項に規定する許可証の再交付を受けようとする者は、様式第7号の1の申請書を許可証の交付を受けた警察署長に提出しなければならない。

8 第5項に規定する許可証の記載事項を変更しようとする者は、様式第7号の2の届出書及び記載事項の変更を証する書面を許可証の交付を受けた警察署長に届け出なければならない。

9 第5項に規定する許可を受けた者は、許可期間の満了、駐車許可の取消し等により、交付された許可証が不要となった場合、許可証を廃棄しなければならない。

別表第3一般国道118号の項中を次のように改める。

一般国道118号	東白川郡矢祭町大字石原字道下91番1地先から須賀川市和田
	字番屋68番2地先まで

	南会津郡下郷町大字湯野上字大道通甲87番1地先から会津若松市一箕町大字亀賀字川西123番地先まで
	会津若松市門田町大字一ノ堰字村西767番1地先から同市工業団地310番5地先まで
	会津若松市飯寺北三丁目8番66地先から同市町北町中沢西10番地先まで

別表第3 県道江名常磐線の項の次に次のように加える。

県道土湯温泉線	福島市松川町沼袋字北原82番地先から同市松川町沼袋字北原90番1地先まで
---------	--------------------------------------

別表第3 市道（福島市）百目木・原野町線の項の次に次のように加える。

市道（福島市）一人子・地藏田線	福島市松川町字一人子20番1地先から同市松川町金沢字地藏田1番4地先まで
市道（福島市）土戸目喜・天王原線	福島市松川町金沢字堀切1番5地先から同市松川町沼袋字北原80番1地先まで

別表第3 市道（郡山市）大町大槻線の項の次に次のように加える。

市道（郡山市）三穂田熱海線	郡山市待池台二丁目2番1地先から同市待池台二丁目6番地先まで
	郡山市待池台二丁目6番地先から同市熱海町安子島四ツ谷249番地先まで
	郡山市熱海町安子島四ツ谷249番地先から同市熱海町上伊豆島作耕地39番2地先まで
市道（郡山市）上伊豆島長橋線	郡山市熱海町上伊豆島作耕地39番2地先から同市熱海町上伊豆島一丁目1番10地先まで
市道（郡山市）荒井八山田線	郡山市安積荒井一丁目50番地先から同市菜根五丁目10番14地先まで

様式第1号及び様式第1号の2を次のように改める。

様式第1号（第2条の3関係）

（表）

記号及び番号	警第	号
通行禁止除外指定車 (使用中)		
自動車登録番号		
又は車両番号		
区域又は道路の区間		
有効期限		
年 月 日		
発行日		
年 月 日		
福島県公安委員会		
印		

（裏）

注 意 事 項
1 この標章を使用する場合は、車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。
2 この標章は、交付を受けた理由以外には使用できません。
3 現場において警察官又は交通巡視員の指示があった場合は、これに従ってください。
4 この標章を他人に譲渡し、又は貸与しないでください。
5 この標章を不正に使用した場合には、返納を命ぜられることがあります。

備考

- 1 用紙の大きさは、縦13センチメートル、横18センチメートルとする。
- 2 用紙の地の色彩は白色とし、外枠及び「通行禁止除外指定車」の文字の色彩は黄色とし、その他の文字の色彩は黒色とする。
- 3 () 内には、「郵便物集配」、「緊急往診」等標章を使用する理由を記載する。

☐ 被交付者等

住所

氏名

様式第1号の2 (第2条の3関係)

(表)

記号及び番号	警第	号
駐 車 禁 止 除 外 指 定 車 (使用中)		
自 動 車 登 録 番 号		
又 は 車 両 番 号		
区域又は道路の区間		
運 転 者 の 連 絡 先 別紙のとおり		
有 効 期 限 年 月 日		
発 行 日 年 月 日		
福島県公安委員会		印

(裏)

注 意 事 項
1 この標章を使用する場合は、別に連絡先を記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。
2 この標章は、交付を受けた理由以外には使用できません。
3 現場において警察官又は交通巡視員の指示があった場合は、これに従ってください。
4 この標章を他人に譲渡し、又は貸与しないでください。
5 この標章を不正に使用した場合には、返納を命ぜられることがあります。

備考

- 1 用紙の大きさは、縦13センチメートル、横18センチメートルとする。
- 2 用紙の地の色彩は白色とし、外枠及び「駐車禁止除外指定車」の文字の色彩は赤色とし、その他の文字の色彩は黒色とする。ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地の色彩又は地紋入りの用紙を用いることができる。
- 3 () 内には、「郵便物集配」、「緊急往診」、「患者輸送」等標章を使用する理由を記載する。

☐ 被交付者等 ※ 法人については当該法人の所在地及び担当所属を記載する。

住所

氏名

様式第1号の4、様式第1号の5及び様式第1号の6を次のように改める。

様式第1号の4（第2条の3関係）

除外標章交付申請書		年	月	日
公安委員会 殿				
住所（所在地）				
ふりがな				
氏名（名称）				
電話番号 その他の連絡先				
標章の名称				
番号標に表示 されている番号				
除外を受けよう とする期間				
除外を受けよう とする区間				
除外を受けよう とする理由	☐ 以下の公安委員会が定める業務に使用する ☐ 以下の公安委員会が定める障害を持つ者が乗車する			
備考				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第1号の5（第2条の3関係）

除外標章再交付申請書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
住 所 （ 所 在 地 ）	
ふ り が な	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
再交付申請の理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第1号の6（第2条の3関係）

除外標章記載事項変更届	
年 月 日	
公安委員会 殿	
住 所 （ 所 在 地 ）	
ふ り が な	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 その他の連絡先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第7条関係）

駐車許可申請書	
年 月 日	
警察署長 殿	
住所（所在地）	
申請者 氏名（名称）	
電話	
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号	
許 可 を 受 け よ う と す る 日 時 期 間	
許 可 を 受 け よ う と す る 場 所	
許 可 を 受 け よ う と す る 理 由	
第 号	
駐 車 許 可 証	
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。	
条 件	
年 月 日	
警 察 署 長 印	

- 備考 1 申請者は太枠内を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第7号の次に次の2様式を加える。

様式第7号の1（第7条関係）

駐車許可証再交付申請書	
年 月 日	
警察署長 殿	
住 所 （ 所 在 地 ）	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
許 可 証 番 号	
許可証交付年月日	
再交付申請の理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第7号の2（第7条関係）

駐車許可証記載事項変更届	
年 月 日	
警察署長 殿	
住 所 （ 所 在 地 ）	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
許 可 証 番 号	
許可証交付年月日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の福島県道路交通規則（以下「改正前の規則」という。）様式第1号及び様式第1号の2による標章は、改正後の福島県道路交通規則（以下「改正後の規則」という。）様式第1号及び様式第1号の2による標章とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に交付されている改正前の規則第7条第5項の規定による様式第7号の許可証は、改正後の規則第7条第5項の規定により交付された許可証とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（交通規制課）